

Vol.1 No.1 2005年1月

特定化学物質予防規則の一部を改正する省令並びに作業環境測定基準及びその一部を改正する告示

平成16年10月1日に『特定化学物質予防規則の一部を改正する省令並びに作業環境測定基準及び評価基準の一部を改正する告示』が交付されました。

この告示は来年平成17年の4月1日より施行されます。

この告示により、新しく『三酸化砒素』が作業環境測定の評価対象となりました。

また、粉じん濃度測定を行う『吸入性粉じん』の定義が、従来の相対沈降径が小さくなった為、管理濃度が低く設定され評価が厳しくなります。空気中の石綿（アモシト・クロソライトを除く）の粉じん濃度の測定方法からろ過捕集方法およびX線回析方法が削除されました。

さらに、作業環境評価基準が一部改正され、新たに対象となった1物質（三酸化砒素）と従来から定められている中から21物質、合わせて22物質の管理濃度が低くなります。

当社にて作業環境測定、作業場の診断および改善提案、局所排気装置の設計・施行並びに定期自主検査、メンテナンスの一貫したサービスを提供しております。

お気軽に営業担当または技術担当までお問合せ下さい。

環境科学センター環境管理部 秋場泉介
 福田和耕

種類及び物質の名称	管理濃度 改正後	改正前
土石・岩石・鉱物・ 金属の粉じん	E=3.0/0.59Q+1	E=2.9/0.22Q+1
石綿 (アモシト・クロソライトを除く)	5μm以下の繊維 として0.15本/m ³	5μm以下の繊維 として2本/m ³
三酸化砒素	砒素として0.003 mg/m ³	—
シアン化カリウム	シアンとして3 mg/m ³	シアンとして5 mg/m ³
シアン化水素	3ppm	5ppm
シアン化ナトリウム	シアンとして3 mg/m ³	シアンとして5 mg/m ³
水銀及び無機化合物(硫 化水銀を除く)	水銀として 0.025 mg/m ³	水銀として 0.05 mg/m ³
パラ-ニトロクロロベンゼン	0.6 mg/m ³	1 mg/m ³
弗化水素	2ppm	3ppm
ベンゼン	1ppm	10ppm
マンガン及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く)	マンガンとして 0.2 mg/m ³	マンガンとして 1 mg/m ³
硫化水素	5ppm	10ppm
鉛及びその化合物	鉛として0.05 mg/m ³	鉛として0.1 mg/m ³
アセトン	500ppm	750ppm
イソプロピルアルコール	200ppm	400ppm
キシレン	50ppm	100ppm
酢酸イソプロピル	100ppm	250ppm
酢酸エチル	200ppm	400ppm
ジクロロメタン(二塩化メチレン)	50ppm	100ppm
スチレン	20ppm	50ppm
トリクロロエチレン	25ppm	50ppm
ノルマルヘキサン	40ppm	50ppm

今月は以下の環境情報も発表されました。
 詳しい資料を希望の方は、研究開発室 柿沼または
 は営業担当までご連絡下さい。

1. 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の改正
2. 作物残留に係る農薬登録保留基準の改正
3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正
4. ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正
5. 絶滅の恐れのある野生動植物種の保存に関する法律施行令の一部改正
6. 下水道処理水の再利用新基準案について審議
7. 『環境税の具体案』の発表正する省令

業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門（水質・大気・土壌・食品・環境アセスメント）
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門（排水処理・用水処理・各種メンテ）
- ◆ 水処理薬品部門（ボイラー・空調・化学洗浄関連薬品他）
- ◆ 環境保全機器部門（滅菌・ろ過装置・各種測定計測器 他）